

○厚木愛甲環境施設組合議会公印規程

(平成16年6月28日
議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この告示は、厚木愛甲環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の公印の保管及び使用等について必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印は、組合議会印及び職印の2種類とし、組合議会印は組合議会名をもって発する文書に、職印は職名をもって発する文書に使用する。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、形式、書体、寸法、用途等は、別表に定めるとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印は、書記長（以下「保管者」という。）が保管するものとする。

2 公印は、すべてかぎのかかる箱に納め、金庫その他かぎのかかる場所に保管し、万全を期さなければならない。

(公印取扱者)

第5条 保管者の公印に関する事務を補佐するため、公印の取扱者（以下「公印取扱者」という。）を置く。

2 公印取扱者は、保管者が書記のうちから指定する。

3 公印取扱者は、保管者の命を受け、公印の管理及び使用に関する事務を処理する。

(公印の新調、改刻又は廃止)

第6条 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、公印新調等申出書（第1号様式）により議長の承認を受けなければならない。

(告示)

第7条 公印を新調、改刻又は廃止したときは、速やかに公印の名称、使用開始又は廃止の年月日その他必要な事項を告示しなければならない。

(公印の使用手続)

第8条 公印を使用しようとする場合は、決裁済の原議書を保管者又は公印取扱者

(以下「保管者等」という。)に提示しなければならない。

- 2 保管者等は、前項の規定により提示された決裁済原議書を審査照合し、公文書として適当なものに限り、公印の使用を承認する。
- 3 保管者等は、公印の使用を承認したときは、決裁済原議書の所定欄又は適当な箇所承認の認印を押すものとする。

(公印台帳)

第9条 保管者は、公印台帳(第2号様式)を作成し、これにすべての公印を登録しなければならない。

(不用公印の保存及び破棄)

第10条 保管者は、公印を廃止したときは、これを10年間保存しなければならない。

- 2 保存期間を経過した公印については、焼却、裁断等の方法により処分するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 (第3条関係)

種類	公印の名称	形式	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	印材	個数	ひな形
組合議会印	厚木愛甲環境施設組合議会印	1	てん書	方 25	組合議会名をもつてする文書	木印	1	
職印	厚木愛甲環境施設組合議会議長之印	2	てん書	方 18	議長名をもつてする文書	木印	1	

〔厚木愛甲環〕

第1号様式 (第6条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">公 印 新 調 等 申 出 書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">厚木愛甲環境施設組合議会議長 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">保管者 印</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり申し出ます。</p>				
1	申出区分	<input type="checkbox"/> 新調 <input type="checkbox"/> 改刻 <input type="checkbox"/> 廃止		
2	種 類	<input type="checkbox"/> 組合議会印 <input type="checkbox"/> 職印		
3	公印の名称			
4	書 体		5	ひ な 形
6	寸 法	方 ミリメートル		
7	印 材			
8	個 数	個		
9	用 途			
10	理 由			
承認印	議 長	書記長	決 裁	年 月 日
			施 行	年 月 日
			完 結	年 月 日

〔厚木愛甲環〕

一五六

第2号様式 (第9条関係)

公 印 台 帳

公印の名称				ひ	な	形
書体及び印材		書体	印材			
寸 法		方	ミリメートル			
用 途					印	影
新調年月日		年	月	日		
改刻年月日		年	月	日		
廃止年月日		年	月	日		
管 守 者	職 名	氏 名	保 存 年 月 日	返 納 年 月 日		
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・

〔厚木愛甲環〕

一五七(一〇〇)